

## 令和5年度事前協議における各医療圏の公募条件

## 参考資料1

## ○横浜二次保健医療圏

- 1 回復期機能または慢性期機能を担うもの（表1）とする。
- 2 横浜市内の既存の医療機関の増床を優先とする。

表1 回復期または慢性期機能を担う病床として算定する入院料等

回復期 機能	地域包括ケア病棟入院料 又は 地域包括ケア入院医療管理料 回復期リハビリテーション病棟入院料
慢性期 機能	療養病棟入院基本料 有床診療所療養病床入院基本料 障害者施設等入院基本料 特殊疾患病棟入院料 又は 特殊疾患入院医療管理料 緩和ケア病棟入院料

## 3 配分に当たっての考え方

- (1) 病床の配分は、以下の視点で総合的に評価を行う。
  - ア 地域の医療需要との整合性
  - イ 地域医療連携に係る調整状況とこれまでの実績
  - ウ 運営計画（人材確保計画、資金計画）の実現性
  - エ 整備計画（土地確保、建築計画）の確実性
- (2) 病床は、以下の点を要件として、配分する。
  - ア 病院等の開設等に関する指導要綱の事前協議の申出要件を満たしていること。
  - イ 原則として、開設等許可後10年間は、配分を受けたときの病床機能と病床数を維持すること。
  - ウ 10年を経過した後も、病床機能や病床数を変更する場合は、事前に地域医療構想調整会議に諮ること。

## ○横須賀・三浦二次保健医療圏

- 1 病床機能区分は、回復期を担うもの（表2）とする。

(表2)

病床機能	診療報酬上の入院料等
回復期 機能	・回復期リハビリテーション病棟入院料 ・地域包括ケア病棟入院料 又は 地域包括ケア入院医療管理料

- 2 横須賀・三浦二次医療圏の既存の医療機関の増床を優先とする。

## 3 配分に当たっての考え方など

- (1) 病院等の開設等に関する指導要綱の事前協議の申出要件を満たしていること。
- (2) 原則として、開設等許可後10年間は、配分を受けたときの病床機能と病床数を維持すること。
- (3) 10年を経過した後も、病床機能や病床数を変更する場合は、事前に地域医療構想調整会議に諮ること。

## ○県央二次保健医療圏

- 1 県央二次保健医療圏の既存の医療機関の増床を優先する。
- 2 回復期機能を担う病床（地域包括ケア病棟入院料又は回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する病床）を優先的な配分対象とする。

ただし、高度急性期機能を担う病床（ICU、HCU等）及び慢性期機能を担う病床（療養病棟入院基本料を算定する病床等）については、神奈川県医療計画及び神奈川県地域医療構想の県央構想区域との整合や、県央二次保健医療圏における需要等を考慮のうえで、配分を検討する。
- 3 病床配分は、地域における医療需要、人材確保の計画の実現性、収支計画等の運営計画の実現性、地域医療連携への貢献、地区医師会・地域病院協会等からの推薦や承諾があること、等の視点で総合的に評価して行う。